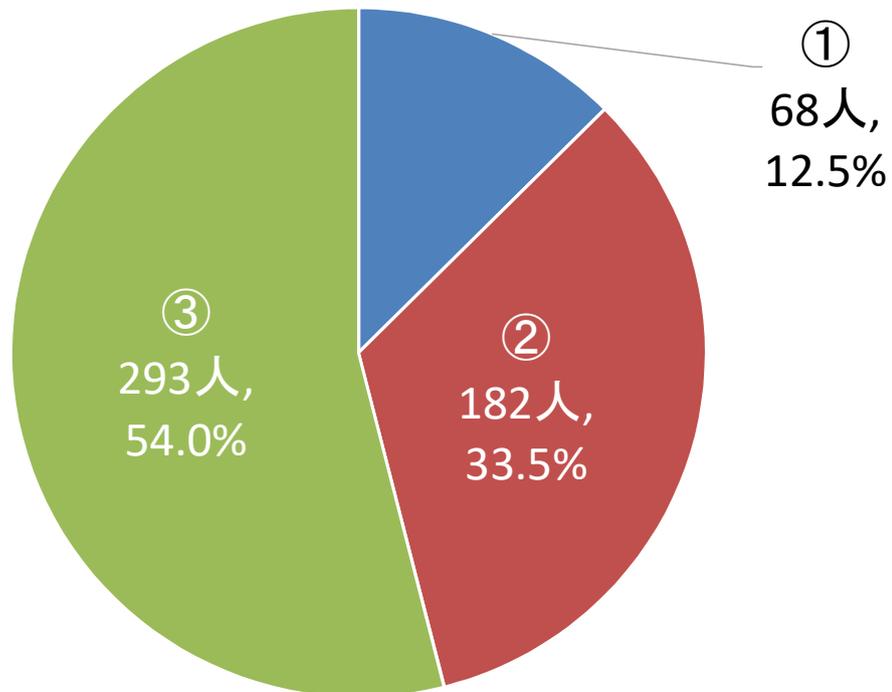


「県民の声ミニアンケート」の結果
(令和2年8月実施)

Q あなたは「消費者教育」という言葉について知っていますか？

回答結果（有効回答数543人）

回 答 項 目	回答数(人)	割合(%)
① ■ 言葉を聞いたことがあり、どのような内容か知っている	68	12.5%
② ■ 言葉を聞いたことはあるが、どのような内容かはあまり知らない	182	33.5%
③ ■ 言葉を聞いたことがない	293	54.0%
合計	543	100.0%



参考

【消費者教育】

消費者被害に遭わないためには、その時代、社会に応じて様々な知識と適切な行動が取れる能力を身につけることが必要で、そのための働きかけが消費者教育です。消費者被害や金融・生活設計などの情報をお届けする「出前講座」をご利用ください。

県庁消費生活課 ☎024-521-7736